

大和川の河川空間の賑わいづくりに向けて！

R5.11.1

～河川のオープン化（都市・地域再生等利用区域）を近畿・直轄・第1号で指定～

- ・大和川河川事務所は、柏原市からの要望を受け、近畿地方整備局管内の直轄管理河川で初めてとなる、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定（河川のオープン化）を、令和5年11月1日付けで行いました。
- ・今回の河川のオープン化により、大和川河川敷緑地公園等において民間事業者による店舗営業等が可能となるため、より一層河川区域が賑わい、地域の活性化につながる事が期待されます。
- ・柏原市では、河川のオープン化に向けて、令和3年以降、地域意見を調整する協議会を開催し、また、大和川の河川区域で社会実験イベントを計16回開催して約5万人の集客をするなど、地域の賑わいづくりに取り組んできたところです。

概要

- 場所：大和川右岸 大和川河川敷緑地公園とその周辺区域（柏原市安堂地先）
- 指定日：令和5年11月1日
- 指定者：近畿地方整備局長（河川管理者）
- 占用者：柏原市（準則第二十二第4項第一号に掲げる者）



～区域指定の効果と今後の展開～

- 今回の区域指定を行うことにより、イベントのテントやステージ、飲食店などの移動販売車の設置など、民間事業者による店舗の営業が可能となります。
- 地域の拠点である大和川での賑わい倍増で多くの人が大和川周辺に集まることにより、地域の活性化につながると共に、大和川の水辺空間を活かしたまちづくりを目指します。



大和川河川事務所長から柏原市長へ指定書を交付



社会実験イベントの様子（令和5年5月）



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課

〒582-0009 大阪府柏原市大正2-10-8 TEL 072-971-1381